



# 鳥取県公報

平成 26 年 2 月 25 日 (火)  
第 8 5 7 5 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定 (107) (福祉保健課) . . . . . 2
	生活保護法による介護機関の変更の届出 (108) (〃) . . . . . 2
	救急病院の認定 (109) (医療政策課) . . . . . 3
◇ 人委告示	選考により採用又は昇任させる職の一部改正 (1) (任用課) . . . . . 3

# 告 示

## 鳥取県告示第107号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護機関を指定したので、生活保護法第55条の2（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成26年2月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
株式会社おしどり	鳥取市鹿野町今市1040-1	おしどりデイサービスセンター	鳥取市鹿野町今市1040-1	通所介護	平成25年12月3日
有限会社オカムラ	鳥取市寿町616	デイサービスセンターひなの郷	鳥取市気高町山宮287	〃	平成26年1月1日

### 2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
社会福祉法人みのり福祉会	倉吉市福守町452	社会福祉法人みのり福祉会ヘルパーステーションこもれび	倉吉市福守町492-1	介護予防訪問介護	平成25年12月3日
社会福祉法人敬仁会	倉吉市山根55	訪問リハビリテーション・サントリオン	倉吉市山根55-233	介護予防訪問リハビリテーション	平成25年11月1日
株式会社おしどり	鳥取市鹿野町今市1040-1	おしどりデイサービスセンター	鳥取市鹿野町今市1040-1	介護予防通所介護	平成25年12月3日
有限会社オカムラ	鳥取市寿町616	デイサービスセンターひなの郷	鳥取市気高町山宮287	〃	平成26年1月1日

## 鳥取県告示第108号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成26年2月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
特定非営利活動 法人おあしす	鳥取市国府町分上 二丁目266-2	つどいの里梅花の庵	鳥取市大杵217-1	平成25年12月 1日

## 2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
特定非営利活動 法人おあしす	鳥取市国府町分上 二丁目266-2	つどいの里梅花の庵	鳥取市大杵217-1	平成25年12月 1日

## 鳥取県告示第109号

次の医療機関を平成26年2月20日付けで救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院と認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成26年2月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	所 在 地	認定の有効期限
鳥取県立中央病院	鳥取市江津730	平成29年2月19日
鳥取市立病院	鳥取市市場一丁目1	〃
鳥取赤十字病院	鳥取市尚徳町117	〃
鳥取生協病院	鳥取市末広温泉町458	〃
岩美町国民健康保険岩美病院	岩美郡岩美町大字浦富1029-2	〃
国民健康保険智頭病院	八頭郡智頭町大字智頭1875	〃
鳥取県立厚生病院	倉吉市東昭和町150	〃
医療法人共済会清水病院	倉吉市宮川町129	〃
医療法人十字会野島病院	倉吉市瀬崎町2714-1	〃
鳥取大学医学部附属病院	米子市西町36-1	〃
独立行政法人国立病院機構米子医療センター	米子市車尾四丁目17-1	〃
独立行政法人労働者健康福祉機構山陰労災病院	米子市皆生新田一丁目8-1	〃
医療法人育生会高島病院	米子市西町6	〃
医療法人同愛会博愛病院	米子市両三柳1880	〃
新田外科胃腸科病院	米子市中島二丁目1-46	〃
鳥取県済生会境港総合病院	境港市米川町44	〃
南部町国民健康保険西伯病院	西伯郡南部町倭397	〃
日野病院	日野郡日野町野田332	〃
日南町国民健康保険日南病院	日野郡日南町生山511-7	〃

## 人事委員会告示

## 鳥取県人事委員会告示第1号

平成18年鳥取県人事委員会告示第1号（選考により採用又は昇任させる職について）の一部を次のように改正し、平成26年2月25日から施行する。

平成26年2月25日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1 規則第19条第2項に規定する人事委員会が定める職</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 競争試験を行っても必要な任用候補者を確保することができない場合であって、安定的に業務を遂行するため、速やかに欠員を補充する必要があるときに、個別に人事委員会の承認を要するもの</u></p> <p><u>かつて国又は他の地方公共団体の警察官であった者をもって補充しようとする警察官の職で、その者がかつて任用されていた職と同等以下と人事委員会が認めるもの</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2 規則第20条第2項に規定する人事委員会が定める職</p> <p>(1) <u>1(4)に掲げる職</u></p> <p>(2) 略</p>	<p>1 規則第19条第2項に規定する人事委員会が定める職</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>2 規則第20条第2項に規定する人事委員会が定める職</p> <p>(1) <u>1(3)に掲げる職</u></p> <p>(2) 略</p>